

# 一般職業紹介業務取扱要領

平成13年4月

厚生労働省職業安定局

# 一般職業紹介業務取扱要領目次

第1部 公共職業安定所の職業紹介業務のあり方 .....	1
第1 職業安定行政の役割と職業紹介業務のあり方 .....	2
1 職業安定行政の役割 .....	2
(1) 職業選択の自由と勤労権の確保 .....	2
(2) 選職過程における労働者への援助 .....	2
(3) 労働市場の適正なルールの確保 .....	2
(4) 労働力需給の適正な調整 .....	2
2 公共職業安定所における職業紹介業務のあり方 .....	2
(1) 求職者と求人者に対する的確なサービスと働きかけによる労働力需給調整 .....	3
(2) 求職者のニーズに応じたサービス提供 .....	3
(3) 求人者に対するサービス提供と働きかけ .....	3
(4) 政策課題への対応 .....	4
(5) 地域労働市場のニーズに即したサービス提供 .....	4
(6) 求職者等からの苦情の適切な処理 .....	5
第2 職業紹介の意義と一般原則 .....	5
1 職業紹介の意義 .....	6
2 職業紹介の一般原則 .....	6
(1) 自由の原則 .....	6
(2) 適格の原則 .....	6
(3) 公益の原則 .....	6
(4) 均等待遇の原則 .....	7
(5) 中立の原則 .....	7
(6) 労働条件等明示の原則 .....	7
3 個人情報等の取扱い .....	7
(1) 個人情報等の取扱いの原則 .....	8
(2) 個人情報等の具体的取扱い .....	8
第3 職業紹介業務計画 .....	8
1 職業紹介業務計画の策定 .....	11
2 職業紹介業務計画の内容 .....	11
(1) 業務運営に関する計画 .....	11
(2) 計画の見直しと業務推進体制の見直し .....	12

<b>第2部 求職に関する取扱い</b>	13
<b>第1 求職に関する基本的業務手続き</b>	14
1 求職受理の原則	14
2 求職受理の手続き	14
(1) 求職申込みのできる安定所	14
(2) 求職申込みの方法	14
ア 求職者が安定所に来所して申し込む方法	14
イ 求職者が文書の郵送等により申し込む方法	14
ウ 市町村を通じて(取次ぎ)申し込む方法	15
(3) 受付における求職者サービスの流れ等の説明と誘導	16
(4) 求職票への記入手手続き等	17
(5) 求職の有効期間	17
ア 求職の有効期間	18
イ 求職の有効期間の延長	19
3 求職者の特性の把握	19
(1) 求職者の特性の把握の意義	19
(2) 態様区分の判断	19
ア 態様区分	20
イ 態様区分の判断時期	21
ウ 態様区分の活用方法	21
(3) 緊要度の把握	21
ア 緊要度	22
イ 緊要度の把握方法	23
ウ 緊要度の活用方法	23
4 求職受理時の指導・援助	23
(1) 法令違反等に係る助言指導	24
(2) 職業相談の実施	24
(3) 即時紹介の実施	25
5 求職受理後の取扱い	25
(1) 求職データのシステムへの入力	25
(2) あっせん計画の決定	26
(3) 各種相談・援助の実施	27
(4) 職業紹介の実施	27
(5) 完結後の措置	27
(6) 求職票の整理	27
(7) 不良求職者の取扱い	27

6 求職開拓	.....	29
<b>第2 求職者に対する相談・援助の手法</b>	.....	30
1 求職者に対する相談・援助の意義	.....	30
2 求人情報等の提供	.....	30
(1) 求人情報等の提供の意義と機能	.....	30
(2) 公開求人情報の閲覧	.....	32
(3) 求人情報等の提供	.....	33
(4) 労働市場情報等の提供	.....	34
3 職業相談	.....	35
(1) 職業相談の意義と機能	.....	35
(2) 個別面接相談の基本	.....	35
(3) 職業適性検査等の活用	.....	39
4 集団的指導	.....	40
(1) 職業講習・職業実習	.....	40
(2) グループワーク	.....	40
5 職業訓練	.....	41
(1) 職業訓練に対する受講指示・受講推薦等	.....	41
6 求人者に対する求職情報の提供	.....	42
(1) 求職公開	.....	42
(2) 求職情報への掲載	.....	43
7 求人開拓	.....	44
8 求職連絡	.....	44
<b>第3 求職者の特性に応じた相談・援助のあり方</b>	.....	45
1 相談・援助の基本	.....	45
2 求人の自主選択が可能な状態にある求職者に対する相談・援助	.....	46
(1) 「求人の自主選択が可能な状態にある求職者」の意義	.....	46
(2) 相談・援助の重点	.....	46
3 職業相談が必要な状態にある求職者に対する相談・援助	.....	49
(1) 「職業相談が必要な状態にある求職者の意義」	.....	49
(2) 相談・援助の重点	.....	49
ア 自分に適した職業がわからない場合又は希望する職業が明確でない場合	.....	49
イ 職業選択はできているが、その内容等に疑問がある場合	.....	50
ウ 職業選択は妥当であるが、求人との結合可能性に問題を有する場合	.....	50
エ 職業選択・求人の結合可能性は妥当であるが、実際の求人の絞り込みに	.....	

問題を有する場合	51
オ 求職活動に関し心理的に不安定になっている場合	51
カ 他地域での就職について援助と情報を必要とする場合	51
4 専門的援助を必要とする求職者に対する相談・援助（専門援助コース）	52
(1) 専門援助コースの意義	52
(2) 求職者の理解	53
ア 高年齢者の理解に当たっての留意点	53
イ 障害者の理解に当たっての留意点	54
(3) 就業可能性を高めるための援助	55
(4) 求人開発による援助	56
(5) 就職後の職場適応指導	56
ア 職場適応指導の必要性	57
イ 実施の重点	57
ウ 実施方法	57
(6) ケースワーク方式による援助	58
(7) 紹介に当たっての留意点	58
ア 職場の調査の励行	58
イ 求人者との面接に当たっての配慮	58
(8) 関係機関との連携	58
ア 連携の方法	59
イ 求職者を関係機関へあっせんする際の留意事項	59
5 雇用保険受給者に対する取扱い	59
(1) 雇用保険受給者の相談・援助の基本	59
(2) 給付制限の状況等を配慮したあっせん計画の決定	60
(3) 緊要度の把握と早期あっせん対象者の選定	60
(4) 相談・援助の内容と方法	60
ア 法33条の給付制限中の早期あっせん対象者	61
イ 法33条の給付制限を受けない早期あっせん対象者	61
ウ 早期あっせん対象者以外の者	62
(5) 再就職手当の積極的活用	62
(6) 雇用保険受給者初回説明会における指導	62
(7) 失業の認定日の設定	63
(8) 認定担当部門と紹介担当部門との連絡	63
(9) 支給終了直前のサービスの提供	64
6 雇用保険受給者でない者に対する取扱い	66
7 在職求職者に対する取扱い	

(1) 在職求職者の特性の把握 .....	66
(2) 非自発的離職予定求職者に対する相談・援助 .....	66
(3) 転職希望者に対する相談・援助 .....	67
8. 職業訓練受講者・受講修了者に対する取扱い .....	69
9. パートタイム求職者に対する取扱い .....	70
(1) パートタイム求職者の求職受理 .....	70
(2) パートタイム求職者の紹介等に当たっての留意点 .....	70
10. 特に配慮を必要とする者に対する取扱い .....	72
(1) 母子家庭の母等に対する取扱い .....	72
ア 母子家庭の母等の求職受理 .....	72
イ 母子家庭の母等の紹介等に当たっての留意点 .....	72
(2) 要保護者に対する取扱い .....	73
(3) 高等学校中途退学者に対する取扱い .....	73
(4) 暴力団離脱希望者に対する取扱い .....	74
(5) 粋放者等に対する取扱い .....	74
ア 受刑者及び在院者の求職受理 .....	74
イ 受刑者及び在院者に対する相談・援助 .....	74
ウ 粋放者等の紹介に当たっての留意点 .....	74
(6) 船員に対する取扱い .....	75
(7) 外国人に対する取扱い .....	77
ア 外国人の求職受理 .....	77
イ 外国人の紹介等に当たっての留意点 .....	78

<b>第3部 求人に関する取扱い</b>	81
<b>第1 求人に関する基本的業務手続き</b>	82
1 求人申込みにおける労働条件等明示の原則	82
2 求人受理の原則	83
3 求人受理の手続き	84
(1) 求人申込みのできる安定所	84
(2) 求人申込みの方法	84
ア 求人者が安定所に来所して申し込む方法	84
イ 安定所職員が事業所を訪問した時に申し込む方法	84
ウ 求人者が文書の郵送により申し込む方法	85
エ 求人者がファクシミリ又は電話により申し込む方法	85
オ 求人者が電子メールにより申し込む方法	85
カ 市町村を通じて（取次ぎ）申し込む方法	85
キ 社会保険労務士の事務代理により申し込む方法	86
(3) 求人申込書等への記入手手続き等	86
(4) 求人の有効期間	87
4 求人受理時の指導・援助	88
(1) 求人内容の正確性・明確性の確保	88
ア 求人内容の正確性の確認	88
イ 求人内容の補足聴取と助言	89
(2) 求人条件に対する助言指導	91
ア 法令違反等に係る指導	91
イ 労働条件等に係る助言指導	93
ウ 求人数及び紹介期限についての助言指導	95
エ 採用地域についての助言指導	95
オ 選考方法についての助言指導	95
(3) 助言指導後における取扱い	96
(4) 求人者に対する求人者サービスの内容等の説明と協力要請	97
(5) 雇用情報の提供	97
ア 労働市場情報等の提供	98
イ 紹介見込情報の提供	99
ウ 求職情報の提供	100
5 求人開拓	100
(1) 求人開拓計画の策定	101
(2) 求人開拓の方法及び開拓後の留意点	103
6 求人受理後の取扱い	

(1) 求人データのシステムへの入力 .....	103
(2) 求人充足計画の決定 .....	104
(3) 求人連絡 .....	105
(4) 求人の公開等 .....	105
ア 公開の対象とする求人 .....	105
イ 求人の公開の方法 .....	105
ウ 求人非公開 .....	105
エ 求人公開カードの公開期間 .....	105
オ 求人情報掲載等 .....	106
(5) 事業所訪問による求人内容の的確な把握等 .....	106
(6) 職業紹介の実施 .....	107
(7) 受理求人のフォローアップ .....	107
ア 受理求人の充足状況の確認 .....	107
イ 求人受理後の情報提供と求人条件緩和指導 .....	107
ウ 未充足事業所に対する相談・援助 .....	107
エ 受理求人のフォローアップ状況等の記録 .....	108
(8) 求人内容と実際が相違すると思われる場合の助言指導 .....	108
(9) 求人条件の変更と求人の取消し .....	109
(10) 紹介保留 .....	110
(11) 完結後の措置 .....	111
(12) 求人票等の整理 .....	111
7 事業所情報の収集・整備 .....	113
(1) 事業所情報の収集・整備の意義 .....	113
(2) 事業所情報の取扱いに係る留意事項 .....	114
(3) 事業所情報の収集 .....	115
(4) 事業所情報の整備と活用 .....	115
8 雇用管理指導 .....	117
9 事業所訪問によるサービスの提供 .....	118

第2 求人の特性に応じた指導・援助のあり方 .....	119
1 男女別求人等に対する取扱い .....	119
(1) 男女別求人等に対する基本的考え方 .....	119
(2) 男女別求人等の禁止の適用除外の場合 .....	119
(3) 求人受理時における指導・援助 .....	120
ア 求人申込書の記載内容の確認 .....	120
イ 求人票裏面等の補足記入 .....	121

ウ 求人受理を保留する場合等	121
エ 求人非公開扱いや展示における特別扱いを行う場合	121
オ 求人者に対する面接時・採否通知時における留意事項の説明	122
(4) 職業相談・紹介に当たっての留意点	122
2 パートタイム求人に対する取扱い	123
(1) 求人受理時における指導・援助	123
(2) 各種保険の適用	124
3 労働者派遣事業所・請負事業所からの求人に対する取扱い	125
(1) 派遣求人に対する基本的考え方	125
(2) 派遣求人の受理時における指導・援助	125
ア 派遣求人であること等の明示	125
イ 求人内容に対する助言指導	127
(3) 請負求人の受理時における指導・援助	128
4 変形労働時間制・みなし労働時間制に係る求人に対する取扱い	130
(1) 変形労働時間制に係る求人に対する取扱い	130
(2) みなし労働時間制に係る求人に対する取扱い	132
5 年俸制に係る求人に対する取扱い	134

<b>第4部 職業紹介に関する取扱い</b>	135
<b>第1 紹介に関する取扱い</b>	136
1 紹介の原則	136
2 紹介の過程	137
3 紹介の方法	137
(1) 即時紹介	137
(2) 呼出紹介	138
ア 呼出紹介の意義	138
イ 実施方法	138
(3) 通信紹介	140
(4) 管理選考	140
ア 管理選考の意義	140
イ 実施計画	141
ウ 求職者に対する周知	141
エ 実施方法	142
(5) 合同就職面接会	143
ア 合同就職面接会の意義	143
イ 実施方法	143
4 紹介する求職と求人の決定	144
(1) 求職と求人の適合性の確認	144
(2) 複数紹介	144
5 紹介前における求人者との連絡	145
6 紹介状の交付	147
(1) 紹介状	147
(2) 紹介状交付時の求職者に対する助言指導	147
ア 求人者との面接についての助言	147
イ 採否通知を励行することの助言指導	148
ウ 紹介不参の防止	148
7 採否確認	149
8 紹介不調の場合の措置	150
9 紹介と労働争議	151
(1) 労働争議に対する不介入	151
(2) 労働争議の発生に対する措置	152
<b>第2 広域職業紹介</b>	154
1 広域職業紹介の意義	154

2 本省及び都道府県労働局の行う指導調整	154
3 広域職業紹介の方法	155
(1) 検索による広域職業紹介	155
ア 求人検索による広域職業紹介	155
イ 求職検索による広域職業紹介	155
(2) 連絡による広域職業紹介	155
ア 求人連絡による広域職業紹介	155
イ 求職連絡による広域職業紹介	156
4 求人連絡	156
(1) 求人連絡の区分	156
ア ネットワーク求人連絡	156
イ その他の広域求人連絡	156
(2) 連絡の対象とする求人	157
ア ネットワーク求人連絡	157
イ その他の広域求人連絡	157
(3) 連絡の方法	157
ア ネットワーク求人連絡	157
イ その他の広域求人連絡	158
ウ 連絡求人受理簿	159
(4) 求人者に対する説明・依頼	159
5 求職連絡	160
(1) 連絡の対象とする求職者	160
(2) 連絡の方法	160
(3) 求職者に対する説明・依頼	160
6 求人連絡・求職連絡を受けた安定所等における広域職業紹介の手続き	161
(1) 連絡求人に対する手続き	161
(2) 連絡求職に対する手続き	161
(3) 紹介困難な連絡求人・求職に関する措置	162
7 連絡受発後の諸通報	162

第5部 関係機関との連携・協力 .....	163
1 職業能力開発施設との連携 .....	164
2 市町村との連携 .....	164
(1) 求職・求人の取次ぎ .....	164
(2) 職業紹介に関する事項の調査 .....	164
(3) 求人・求職に関する情報の周知 .....	164
(4) その他の連携 .....	165
3 都道府県との連携 .....	165
4 事業主団体等との連携 .....	165
5 労働基準監督署・雇用均等室との連携 .....	166
6 その他の関係機関との連携 .....	167

<b>第6部 主な帳票類の様式及び記入要領</b>	169
<b>1 帳票の様式</b>	170
(1) 求職票（一般）	171
(2) 求職票（パート）	173
(3) 求職公開申込書	174
(4) 求職者情報シート	175
(5) 求人申込書（一般）	176
(6) 求人申込書（パート）	177
(7) 求人票（一般）	178
(8) 求人票（パート）	180
(9) 求人公開カード（一般） その1	181
(10) 求人公開カード（一般） その2	182
(11) 求人公開カード（パート） その1	183
(12) 求人公開カード（パート） その2	184
(13) 事業所登録シート	185
(14) 事業所確認票	186
(15) 紹介状I・採否通知書	187
(16) 紹介状II	189
(17) 職業相談連絡状 その1	190
(18) 職業相談連絡状 その2	191
(19) 求職受付票	192
(20) 求人受付票	193
(21) 船員求職申込取次票	194
<b>2 帳票の記入要領</b>	195
(1) 求職票（一般）記入要領	195
ア 求職者記入欄及び記入要領	195
イ 安定所記入欄及び記入要領	197
(2) 求職票（パート）記入要領	201
ア 求職者記入欄及び記入要領	201
イ 安定所記入欄及び記入要領	202
(3) 求職公開申込書記入要領	202
(4) 求人申込書（一般）記入要領	203
ア 求人者記入欄及び記入要領	203
イ 安定所記入欄及び記入要領	211
(5) 求人申込書（パート）記入要領	213
ア 求人者記入欄及び記入要領	213

イ 安定所記入欄及び記入要領	215
(6) 求人票裏面記入要領（一般・パート共通）	216
(7) 事業所登録シート記入要領	217
ア 事業所記入欄	217
イ 安定所記入欄	219
(8) 紹介状Ⅰ及び採否通知書記入要領	220
(9) 紹介状Ⅱ記入要領	220
(10) 職業相談連絡状記入要領	220